

議第 号

胎内市いじめ問題対策連絡協議会条例

(設置)

第 1 条 いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項の規定に基づき、胎内市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 連絡協議会は、いじめの防止等（法第 1 条に規定するいじめの防止等という。）に関する機関及び団体相互の連絡調整を行い、当該機関及び団体の連携の推進のために必要な事項を協議する。

(組織)

第 3 条 連絡協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、市内の学校、胎内市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、児童相談所、地方法務局、新潟県警察その他の関係者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 教育委員会は、委員が第 8 条の規定に違反したとき、又は特別の理由があると認めるときは、委員を解任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 連絡協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 連絡協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 連絡協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の非公開)

第7条 会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 連絡協議会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年12月5日 提 出

胎 内 市 長 井 畑 明 彦